

8 福島市犯罪被害者等見舞金等

殺人や傷害など故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や重傷病を負われた方の経済的負担の軽減を目的とした見舞金等制度です。

見舞金等の種類	金 額	対 象 者
遺族見舞金	60万円	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族（裏面参照）
重傷病見舞金	30万円	犯罪行為により重傷病を負われた方※
転居費用助成金	20万円	上記の見舞金に該当する方のうち、犯罪により従前の住居に居住することが困難になり、新たな住居へ転居される方

※ 療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院（精神疾患の場合は、通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された方

対象となる犯罪

人の生命又は身体を害する罪に当たる行為

※日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた刑法その他日本国における刑罰法令に規定されるもの
※正当行為、正当防衛及び過失による行為を除く

住 所 要 件

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、福島市内に住所を有する被害者又はご遺族

申 請 期 限

遺族・重傷病見舞金

犯罪被害の発生を知った日から2年以内

転居費用助成金

犯罪被害の発生を知った日から1年以内

※令和4年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象

上記以外にも必要な条件があります。申請をご希望の場合は、下記の窓口までお問合せください。

お問い合わせ先

犯罪被害者等相談窓口(生活課)(本庁1階) ☎535-2121

見舞金制度の主なQ&A

Q 対象となる「犯罪行為」は具体的にどのようなものか？

日本国内において発生したもので、主な犯罪行為として、殺人、強盗致傷、傷害、強制わいせつなどが想定されます。

なお、過失による行為は対象外のため、交通事故は一部（危険運転致死傷等）を除き、含まれません。

Q 遺族見舞金の支給対象となる遺族が複数人いる場合は？

犯罪により亡くなった方の第1順位遺族に支給します。

（以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい遺族）

- ・ ①配偶者（事実婚や「パートナーシップ宣誓制度」に基づきパートナーシップを形成していた方を含む）
- ・ 被害者の収入によって生計を維持していた世帯の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- ・ 上記に該当しない被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

Q 見舞金等の支給対象外となる場合は？

以下の場合は、支給対象外となります。

- ・ 犯罪被害者又は（第1順位）遺族と加害者の間に夫婦（事実婚含む）直系血族（事実上養子縁組含む）、3親等内の親族関係があったとき。
- ・ 犯罪被害者又は（第1順位）遺族が犯罪を誘発したとき。その他、犯罪被害者又は（第1順位）遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- ・ 犯罪被害者又は（第1順位）遺族が、暴力団又は暴力団員であるとき。暴力団又は暴力団員と関係を有する者であるとき。
- ・ その他、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

※転居費用助成金は、他の地方公共団体から同種の支給を受けているときも支給対象外。

Q やむを得ない事情で住民登録せずに福島市に居住していた場合は？

配偶者からの暴力（DV）を受けて避難していた場合など、やむを得ない事情で住民登録せずに福島市に居住していた場合は、福島市に居住していたことを客観的に確認できる書類を提出いただくことで、見舞金等の支給を受けられる場合があります。